

貯金規程の一部改正について

平成30年1月1日より「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）」が施行されることに伴い、平成29年12月29日より貯金規定を一部改正することと致します。

【対象となる貯金規定】

- ・当座勘定規定
- ・普通貯金規定
- ・総合口座取引規定
- ・営農貯金規定
- ・普通貯金無利息型（決済用）規定
- ・総合口座（普通貯金無利息型）取引規定
- ・貯蓄貯金規定
- ・納税準備貯金規定
- ・スーパー定期貯金規定（単利型）
- ・スーパー定期貯金規定（複利型）
- ・自動継続スーパー定期貯金規定（単利型）
- ・自動継続スーパー定期貯金規定（複利型）
- ・大口定期貯金規定
- ・自動継続大口定期貯金規定
- ・期日指定定期貯金規定
- ・自動継続期日指定定期貯金規定
- ・変動金利定期貯金規定（単利型）
- ・変動金利定期貯金規定（複利型）
- ・自動継続変動金利定期貯金規定（単利型）
- ・自動継続変動金利定期貯金規定（複利型）
- ・定期積金規定
- ・積立式定期貯金規定
- ・一般財形貯金規定
- ・財形年金貯金規定
- ・財形住宅貯金規定
- ・通知貯金規定
- ・「結いの恵み」貯金規定（スーパー定期貯金＜単利型＞）
- ・「結いの恵み」貯金規定（大口定期貯金＜単利型＞）

【改正内容】

休眠預金等活用法施行に伴い、以下の内容等を規定内に追加しました。

- ・休眠預金等活用法に係る異動事由
- ・休眠預金等活用法に係る最終異動日等
- ・休眠預金等代替金に関する取扱い

※休眠預金等活用法施行の詳細については内閣府ホームページでご確認下さい。

※改正後の貯金規定については、下記からご欄下さい。

※一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。

※詳細については、窓口までお問合せ下さい。

[改正後の貯金規定はこちら](#)